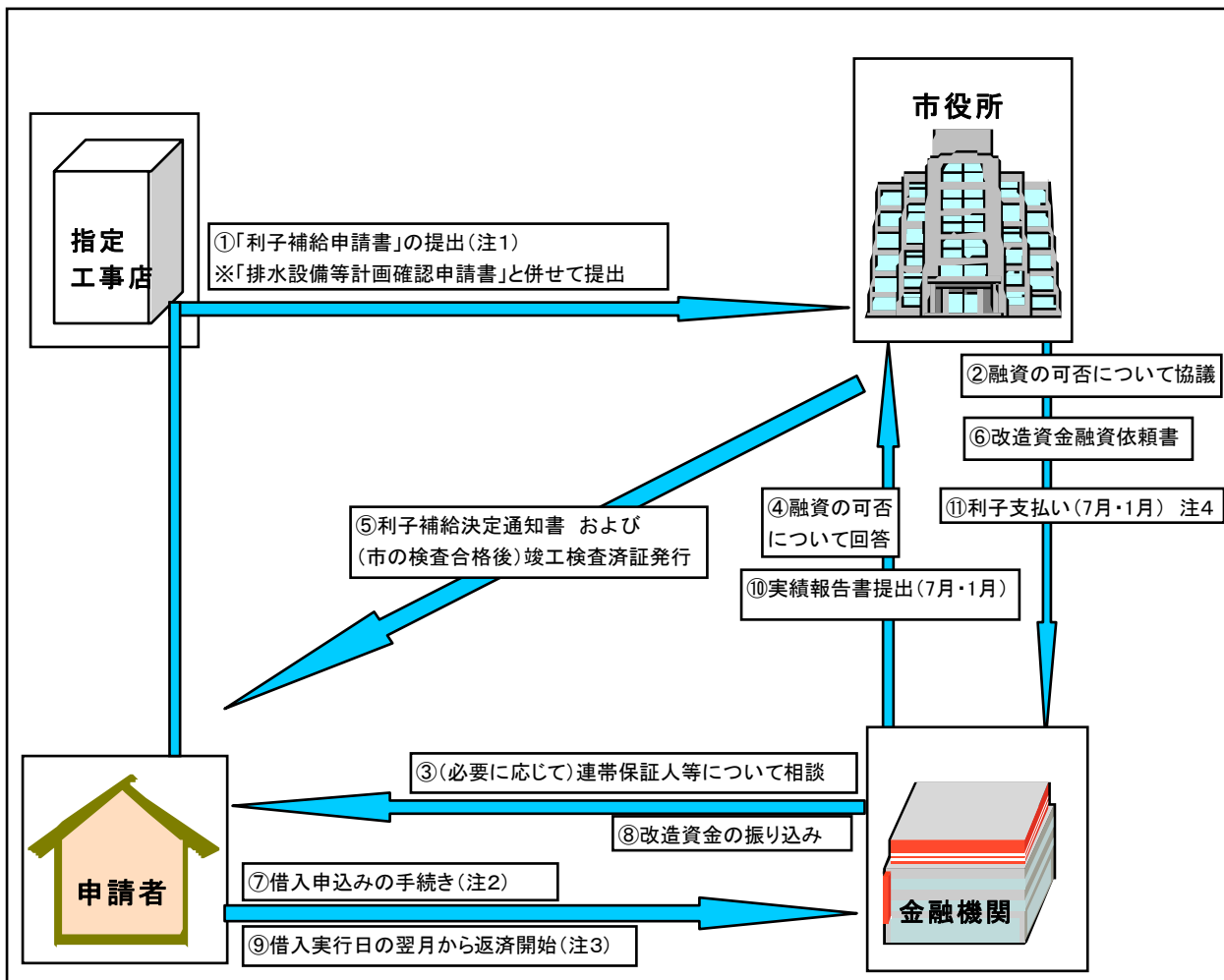


水洗便所等改造資金利子補給について(お知らせ)

1. 排水設備工事は、次のようになります。

- ・「排水設備等計画確認申請書」の提出 (指定工事店から市役所上下水道部水道課へ)
- ・「排水設備等計画確認通知書」 (市役所上下水道部水道課から申請者へ)
- ・工事の施工
- ・「工事完成届」の提出 (指定工事店から市役所上下水道部水道課へ)
- ・工事完成検査 (市役所上下水道部水道課)
- ・「竣工検査済証」の交付 (市役所上下水道部水道課から申請者へ)



3. 留意事項

(注1) 申請書の連帯保証人欄について・・・栗っこ農協から融資を受ける場合、連帯保証人は 申請者と

栗っこ農協との協議終了後 決定されますので、連帯保証人欄は記入しないでください。

それ以外の金融機関は、1名記入してください。

(注2) 市から利子補給決定通知書および検査合格後に竣工検査済証が送付され次第、金融機関で

借入申込みの手続きをしてください。

(注3)返済については、申請者と金融機関との協議で計画された償還方法による返済となります。

ただし、繰上償還することもできますので、その場合は金融機関にご相談ください。

また、返済期限までに納入されない場合は、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

(注4)償還期間5年以内、年利3%までの利子を、市が直接金融機関へ支払います。(7月・1月)

4. 下記に該当する場合は、融資を取り消し、交付した補給金の全額を返還していただきます。

○申請書に虚偽の記載があった場合

○その他、不正な行為があった場合